

令和5年9月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

9 月 の 情 報 提 供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和5年7月分)	・・・ 1
2. 秋の全国交通安全運動 推進要綱	・・・ 5
3. 令和5年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領	・・・ 10
4. 令和5年度自主点検結果とりまとめ表(9月、10月実施分)	・・・ 12
5. トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修会の実施について	・・・ 13
6. 令和5年度「標準的な運賃」活用セミナーの開催について	・・・ 15
7. 乗務員講習会のご案内について	・・・ 16
8. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内について	・・・ 18
9. 「テールゲートリフター特別教育(学科教育)」開催のご案内について	・・・ 21
10. 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です	・・・ 24
11. 陸災防香川県支部会員の皆様へ	・・・ 38
12. 会員名簿の変更について(令和5年9月1日付)	・・・ 39

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）成約運賃指数について
(令和5年7月)

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和5年7月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和5年7月の運賃指数の概要

1. 令和5年7月の運賃指数は、前月比4ポイント増、前年同月比3ポイント増の122であった。
2. 7月末現在の求車登録件数は124,113と前年同月比5,026減(3.9%減)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,552
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	93,502

※令和5年度は令和5年7月末現在（以下同様）

2. 荷物情報（求車）件数

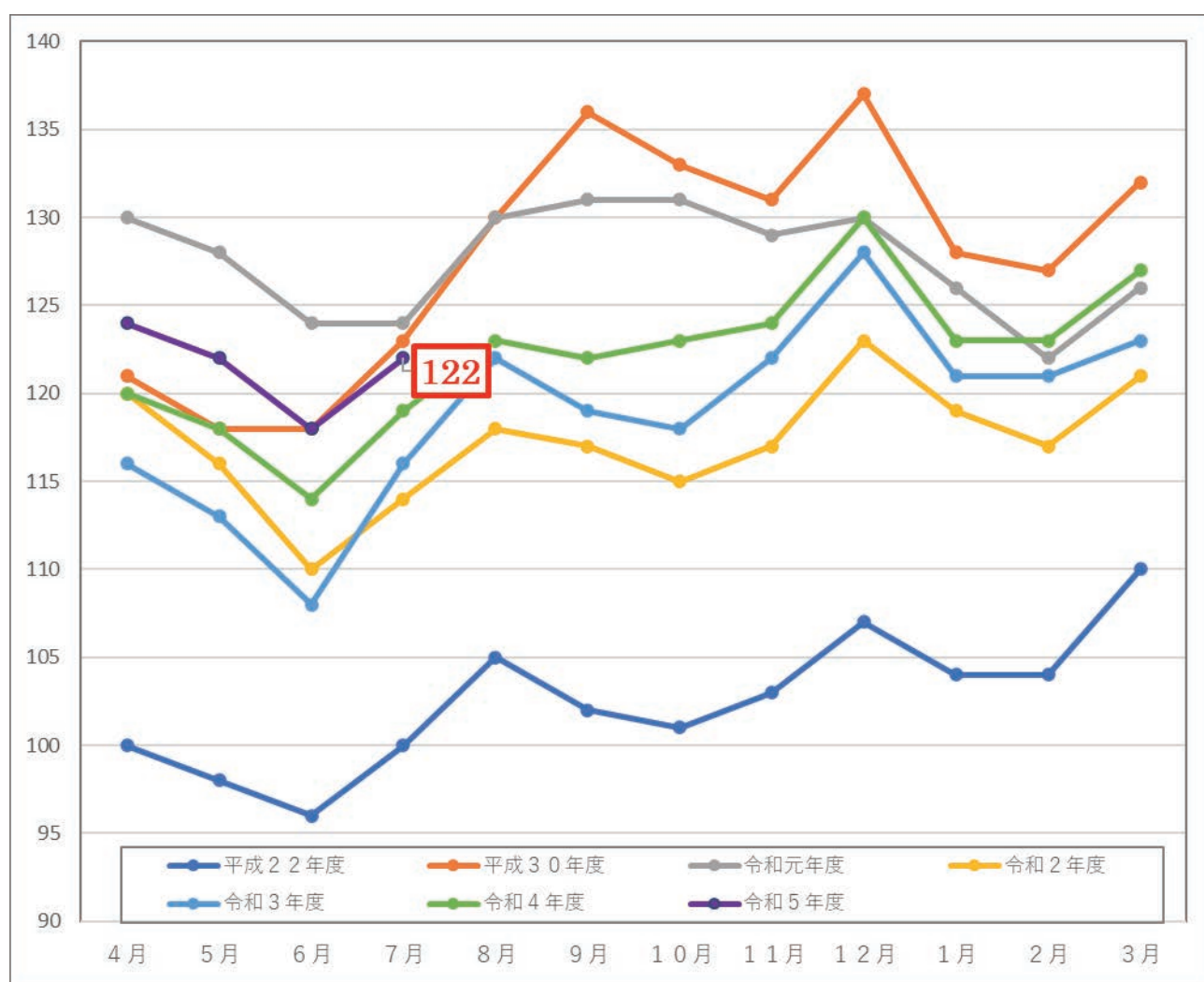
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	434,886

荷物情報（求車）	令和5年7月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	124,113	-5,026	-3.9%	37,749	43.7%
成約件数	22,315	-878	-3.8%	-1,313	-5.6%
成約率	18.0%	0.0ポイント	—	-9.4ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122								

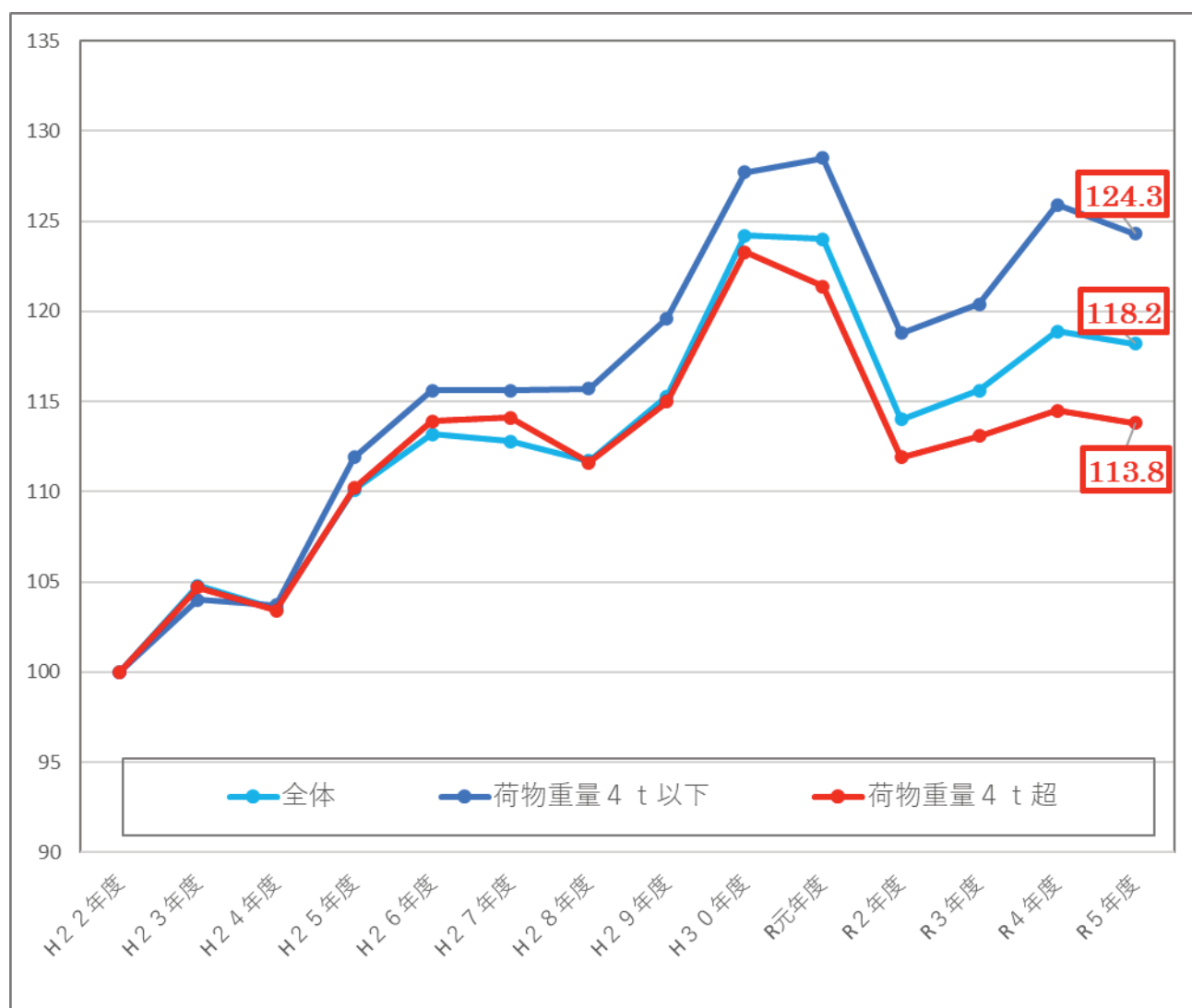


※グラフは平成23年度～平成29年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全体	124	114	115.6	118.8	118.2
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	124.3
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	113.8



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 深田
TEL 03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
事業部 金子
TEL 03-3357-6068

令和5年

秋の全国交通安全運動 推進要綱

期間：令和5年9月21日(木)～令和5年9月30日(土)

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

スローガン

「歩行者優先 守るけん かがわ県」

運動重点

- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 上向きライトの活用と反射材の自発的な着用の促進
- 5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

運動の推進要領

○ 県市町

- ・ 関係機関・団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図り、交通安全意識の向上にむけた諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をする。
- ・ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車、デジタルサイネージ等、各種媒体を活用して広報啓発活動を活発に展開し、交通安全意識の向上を図る。特に交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開する。

○ 各推進機関・団体

- ・ 組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン等の諸活動を展開し、又は支援する。
- ・ 所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。

○ 家庭・学校・職場・地域

- ・ 幼児、児童、生徒、青年、成人及び高齢者等、心身の発達段階に応じた交通安全に関する教育を行うとともに、「地域の安全は地域で守る」という連帯感の醸成と交通安全意識の涵養につながる街頭指導や交通安全指導、広報啓発活動を積極的に推進する。

効果評価の実施

県市町等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

令和5年 秋の全国交通安全運動

運動重点と推進項目

重点1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

○歩行者の交通ルール遵守の徹底

- 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
- 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

○歩行者の安全の確保

- 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
- 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進



重点2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

○夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進
- 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯の励行
- 自動車運送業を始めとする事業者による従業員への夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

○運転者の歩行者等保護意識の向上

- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等保護の徹底
- 運転者に対し、歩行者等保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進

○飲酒運転の根絶

- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
- 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

○妨害運転等の防止

- 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進



重点2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶（続き）

○高齢運転者の交通事故防止

- ・ 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- ・ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口や安全運転相談ダイヤル（＃8080：シャープハレバレ）の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

○二輪車運転者に対する広報啓発

- ・ 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ・ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進



重点3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

- ・ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ・ 夕暮れ時の早めの灯火点灯と反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上
- ・ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- ・ 自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- ・ 香川県自転車の安全利用に関する条例において定められた、自転車事故被害者の救済のための損害賠償責任保険等への加入義務



○自転車の交通ルール遵守の徹底

- ・ 「自転車安全利用五則」の活用による車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
- ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ・ スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- ・ 自転車を利用した配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

○特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ・ 特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用の徹底
- ・ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

重点4 上向きライトの活用と反射材の自発的な着用の促進

- ・ 夜間の対向車や先行車がない状況における上向きライトの活用促進
- ・ 反射材用品等（夜光チョッキやタスキ、靴の反射材シール、懐中電灯）の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

重点5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ・ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- ・ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
- ・ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進



まずはみんなで安全確認！

みんなで守ろう 交通ルール



令和5年9月21日(木)～9月30日(土)
秋の全国交通安全運動



チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャビョン」

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



こどもと高齢者を
始めとする歩行者
の安全の確保



夕暮れ時と夜間の
交通事故防止及び
飲酒運転等の根絶



自転車等のヘルメット
着用と交通ルール遵守
の徹底



内閣府
交通安全対策
オフィシャル
サイト

内閣府 香川県交通安全県民会議 市町交通安全対策協議会

一人ひとりの安全が、香川県で暮らすみんなの安心に！

**1 こどもと高齢者を始めとする
歩行者の安全の確保**

- 道路を渡る時は、横断歩道の利用を！
- 左右の安全をよく確認してから横断！
- 手を上げるなど、ドライバーに横断する意思を伝える！

**2 夕暮れ時と夜間の
交通事故防止及び
飲酒運転等の根絶**

- ドライバーは早めのライト点灯で視界を確保！
- 横断歩道は歩行者絶対優先！横断歩道手前では減速・一時停止！
- 飲酒運転や妨害運転は重大な犯罪！

**3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
～守ろう！「自転車安全利用五則」～**①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯



④飲酒運転は禁止

⑤ヘルメットを着用



令和5年4月1日から
自転車利用者は乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました！

**4 上向きライトの活用と
反射材の自発的な着用の促進**

○夜間走行時は、上向きライトを効果的に活用！

○歩行者や自転車は、外出時には必ず
夜光チョッキやタスキ等を着用！**5 後部座席を含めた全ての座席の
シートベルト着用と
チャイルドシートの正しい使用の徹底**

- 車に乗るときは、全ての座席でシートベルトの着用を！
- 6歳未満の幼児にはチャイルドシートを正しく使用！

令和5年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実施要領

令和5年5月22日
公益社団法人全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理等の事故防止対策とともに、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められています。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要があります。

また、近年、急増している大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠です。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和5年9月1日(金)から9月30日(土)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 実施項目

(1)「大型貨物自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

①法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

重点点検項目

点検時期		3ヶ月点検	12ヶ月点検
点検箇所			
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	同左機能

②トラック運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、本運動強化月間及び、地方独自強化月間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、ホイー

ル・ナットの緩みの重点点検を実施する。また、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

なお、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の「ストップ！車輪脱落事故～タイヤ交換作業の手法と方法～」の啓発資料活用により、日常点検及び定期点検の確実な実施に努める。

(2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。

(3) 「D P F（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」

確実な定期点検の実施、D P Fに堆積したアッシュ（灰分）の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油（S 1 0）の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、D P F装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらつく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌（紙）等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間（令和5年9月1日（金）～9月30日（土））における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別紙4の様式により全ト協交通・環境部あて提出するようお願いします。
- (3) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施」に係る運送事業者によるエア・クリーナの自主点検については、会員事業者における全国統一の強化月間（9月）及び「地方独自強化月間」の実施状況を取りまとめ、別紙5の様式により全ト協交通・環境部までご報告ください。
- (4) 上記（2）（3）の提出期限は、11月17日（金）までとしますが、「地方独自強化月間」が11月以降の場合は、終了後速やかご提出願います。

以 上

香川県トラック協会 管理課 行き
FAX : 087-821-4974

事業者名

令和5年度「自動車点検整備推進運動」

「黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置の点検・整備」の実施に係る
運送事業者によるエア・クリーナの自主点検結果
(9月、10月実施分)

	9月	10月
エア・クリーナを清掃した車両数	台	台
エア・クリーナを交換した車両数	台	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数	台	台

令和5年9月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修会の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業推進に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

香川県トラック協会では、一般社団法人日本自動車車体工業会トレーラ部会担当者を講師に迎え標記研修会を開催します。

この研修会は、依然として後を絶たない車輪脱落事故の再発防止のための点検整備の重要性の説明の他、令和4年4月1日施行の新たな特殊車両通行制度である「特殊車両通行確認制度」等、関係の法令改正についての説明もありますので、是非ご参加をよろしくお願い致します。

敬 具

記

1. 開催日時 令和5年9月13日(水) 13時15分～16時00分
2. 開催場所 香川県トラック総合会館 5階会議室
3. 定 員 30名(先着順)
4. 次 第
 - ①トレーラのより安全な使用について(火災防止と車輪脱落防止)
動画「トレーラ火災の原因と防止について」、
「大型車の車輪脱落事故防止に向けた安全啓発ビデオ」
講演「トレーラ火災の原因と防止の為に点検整備の重要性、および
車輪脱落原因と脱落防止の為に予防整備について説明」
 - ②新たな特殊車両通行制度である「特殊車両通行確認制度」等、トレーラに係わる最新の関係法令改正内容の紹介とトレーラ輸送による輸送効率向上について
 - ③実車実験動画で見るトレーラの横転抑制装置の有効性
動画「より安全なトレーラをめざして」
講演「エアサストレーラに装着が義務付けになった横転抑制装置の有効性を実車実験動画を用いて紹介」
5. 申 込 別紙申込書を9月6日までに香ト協までご返信をお願いします。

香川県トラック協会 行

FAX 087-821-4974

トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修会申込書

1. 開催日時 令和5年9月13日（水）13時15分～16時00分
2. 開催場所 香川県トラック総合会館 5階会議室
3. 申 込 9月6日（水）までをお願いします。

会社名			
役 職		氏名	
連絡先	() —		

※お問合せ先：（一社）香川県トラック協会 管理課

TEL (087) 851-6381

令和5年9月1日

会 員 各 位

(一社)香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

令和5年度「標準的な運賃」活用セミナーの開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

会員の皆さまが「標準的な運賃」に基づいて荷主との運賃交渉を行い、ドライバーの働き方改革を実現し、持続可能な輸送を維持できるよう「標準的な運賃」活用セミナーを下記のとおり開催致します。

参加を希望される方は下記申込書にて9月29日（金）までにお申込みくださいますようお願いいたします。

敬具

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 日 時 | 令和5年10月12日（木）13時30分～17時00分 |
| 2. 場 所 | ホテルパールガーデン 新館6階 インペリアル |
| 3. 講 師 | 近代経営システム研究所 代表 森高 弘純 氏 |
| 4. 内 容 | ・「標準的な運賃」告示の概要・届出
・「標準的な運賃」を踏まえた原価計算（演習など）
・原価計算を反映した運行形態別運賃の考え方
・荷主との交渉方法
・燃料サーチャージ ほか |
| 5. そ の 他 | 計算演習を実施しますので、 <u>電卓をご持参ください。</u> |

令和5年度「標準的な運賃」活用セミナー申込書

会社名 _____

役 職 _____

お名前 _____

※香ト協FAX：087-821-4974宛ご返信ください。

令和 5 年 9 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和 5 年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成 16 年度より国土交通省告示 1366 号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習会
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費 用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAX にてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和 5 年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第 105 回	令和 5 年 10 月 14 日（土） 9:00 ～ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町 3 丁目 3-6
	第 106 回	10 月 14 日（土） 13:30 ～ 16:30	
	第 107 回	令和 5 年 11 月 25 日（土） 9:00 ～ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町 3 丁目 3-6
	第 108 回	11 月 25 日（土） 13:30 ～ 16:30	

○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名（記入者）	

	氏 名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)		第 105 回 (AM) ・ 第 106 回 (PM) ・ 第 107 回 (AM) ・ 第 108 回 (PM)		小型
2	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)		第 105 回 (AM) ・ 第 106 回 (PM) ・ 第 107 回 (AM) ・ 第 108 回 (PM)		小型
3	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)		第 105 回 (AM) ・ 第 106 回 (PM) ・ 第 107 回 (AM) ・ 第 108 回 (PM)		小型

※ 香ト協（F A X 087 - 821 - 4974）へ申し込みください

令和 5 年 9 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6 時間講習・10 回）、事故惹起運転者講習会（6 回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回 20 名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15 時間以上の内、6 時間講習で実施しますので、残り 9 時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は 3 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和5年 4月13日(木)	第8回 令和5年11月30日(木)
第2回 4月27日(木)	第9回 令和6年2月8日(木)
第3回 6月1日(木)	第10回 3月28日(木)
第4回 7月13日(木)	
第5回 8月24日(木)	
第6回 9月21日(木)	
第7回 10月19日(木)	

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和5年 5月11日(木)	第5回 令和6年 1月18日(木)
第2回 7月6日(木)	第6回 3月14日(木)
第3回 9月14日(木)	
第4回 11月 2日(木)	

2. 開催時間 9：30 ～ 17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和5年 4月13日（木）		令和5年 11月30日（木）
終了	4月27日（木）		令和6年 2月 8日（木）
終了	6月 1日（木）		3月28日（木）
終了	7月13日（木）		
終了	8月24日（木）		
	9月21日（木）		
	10月19日（木）		

○事故惹起運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和5年 5月11日（木）		令和6年 1月18日（木）
終了	7月 6日（木）		3月14日（木）
	9月14日（木）		
	11月2日（木）		

※開講時間は、9：30～17：00（各回共通） ※ご希望の講習日にチェック（✓）をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX（0877-44-3390）へご送信願います。

『テールゲートリフター特別教育(学科教育)』開催のご案内

労働安全衛生規則が改正され、令和 6 年 2 月 1 日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行えなくなります。

特別教育は、企業内で学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者が実施することが原則となっておりますが、外部研修機関等が行う特別教育を受講する方法も認められています。

それに伴い、陸災防香川県支部では特別教育のうち、学科教育（4 時間）を実施しますので是非、受講されますようご案内申し上げます。



1. 日 時 令和 5 年 11 月 14 日(火)
9:00~14:30(予定) ※11:30~12:30 昼休憩

2. 開催場所 香川県トラック総合会館 5 階会議室

3. 定 員 50 名（先着順です。）定員に達し次第締め切ります。
※追加講習については決まり次第ホームページ等にてお知らせします。

4. 受講料 会 員： 8,800 円(テキスト代・消費税込)
非会員： 11,000 円(テキスト代・消費税込)

5. カリキュラム

	科 目	範 囲	講習時間
学科 教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法、 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に 関する知識	荷の種類及び取扱い方法、台車の種類、構造及び取扱 い方法、保護帽の着用、災害防止	2 時間
	関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間

6. 配布資料 (1)テールゲートリフター作業必携
(2)テールゲートリフター安全作業ハンドブック
(3)「実技教育のポイント」動画教材アクセス用 URL
※実技教育（2 時間）は、各事業場において日常使用している機種で行えるよう、実施方法を整理した動画教材「実技教育のポイント」をご紹介します。

7. 申込方法 お電話でのご予約が先着となります。
その後、申込書にご記入の上、返信用封筒 1 部(実施案内等送付用 84 円切手貼付)を添えて陸災防香川県支部宛でお申込み下さい。後日、受講票等送付します。

8. そ の 他 テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講座につきましては、決まり次第お知らせします。

9. 問合せ先 陸災防香川県支部 TEL: 087-851-6251

テールゲートリフター特別教育(学科教育)

受 講 申 込 書

	受 講 日	陸災防香川県支部(香川県トラック協会) 会員・非会員の別	
	令和 年 月 日	会 員 ・ 非 会 員	
事業場名			
所 在 地	〒 ー 連絡先(TEL) ー ー		
代表者名		担当者名	

【 受講者氏名等 】 ※印の欄は記入しないでください。

※受講 番号	フリガナ	生年月日	※受講証明証番号	備 考
	受講者氏名			
		昭和 ・ 平成 年 月 日		
		昭和 ・ 平成 年 月 日		
		昭和 ・ 平成 年 月 日		
		昭和 ・ 平成 年 月 日		
		昭和 ・ 平成 年 月 日		

※本人確認の為、自動車運転免許証(写)を添付してください。

※受講申込書にご記入いただいた情報は、本講習及び当協会からの情報提供以外には使用いたしません。

令和 年 月 日

陸運労災防止協会 香川県支部長殿

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

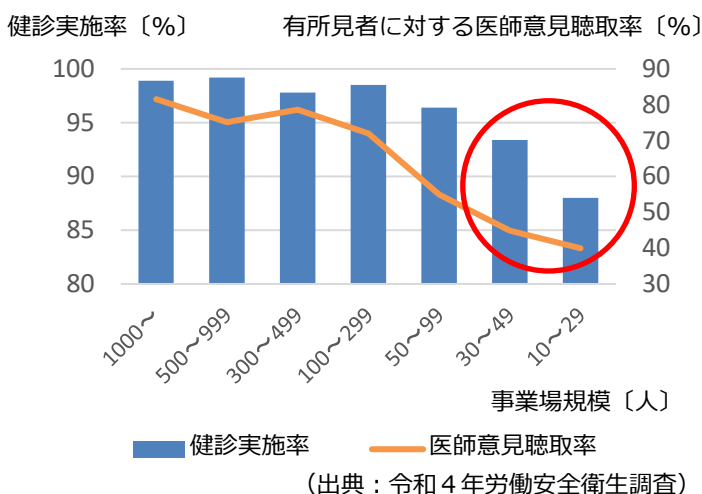
「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

- 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

- 制度間の健診の重複を避け、これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

令和5年8月16日付け基安発0816第2号

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮していただきたいこと。
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の間診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）の周知を行っていただきたいこと。
- 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。
- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
 - (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Lifeコンソーシアム」の周知啓発
 - (3) 職場におけるがん検診の推進
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
 - (4) 女性の健康課題に関する理解の促進
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」の活用
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
 - (5) 眼科検診等の実施の推進
ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した眼のセルフチェックの推進
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
 - (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

労働安全衛生法等の届出などをする際は、



電子申請が便利です！

労働安全衛生法等の手続のうち、約800の届出等が電子申請できます。
電子申請できる主な届出等は、以下のとおりです。

	総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
	定期健康診断結果報告
	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
☆	労働安全衛生法に基づく免許証の新規交付申請/再交付申請/ 書替え申請/更新申請 注) 顔写真等を別途郵送する必要があります。
	足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届 (労働安全衛生法第88条に基づく届出)
	有害物ばく露作業報告
	労働者死傷病報告
	特定元方事業者の事業開始報告
☆	ボイラー・第一種圧力容器の構造検査・溶接検査・落成検査申請
☆	クレーンの落成検査申請
☆	移動式クレーンの製造検査申請
	特定化学物質、有機溶剤等の特殊健康診断結果報告

☆印の手続は、電子申請を行うと手数料が割引になります。

※ 詳しくは、労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせください。



上記のほか、労働安全衛生関係法令の電子申請が可能な届出等はこちらをご参照ください。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/denshi.xlsx>

電子申請の詳しい操作方法是、パンフレット「労働基準法、最低賃金法等の届出等は、電子申請が便利です！」に掲載していますので、ご覧ください。

パンフレット掲載先 : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H30.1)

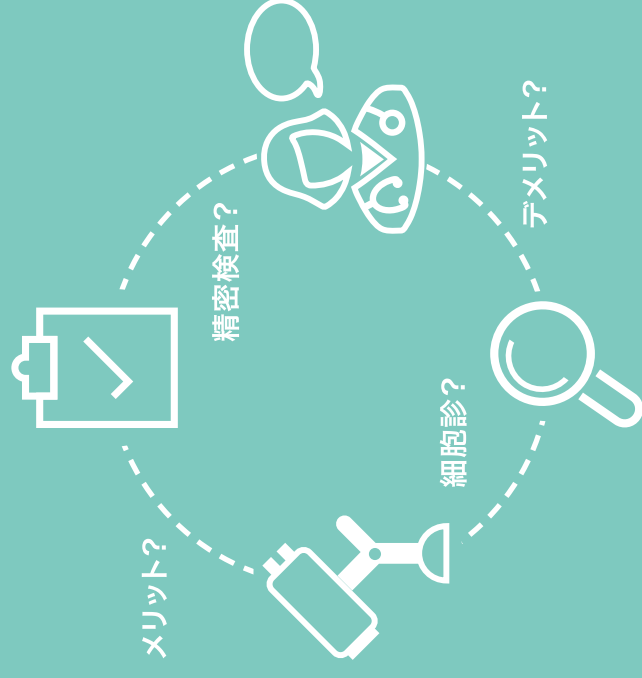


子宮頸がんについて

- ✓ わが国では女性のがんの中で罹患する人が多く、特に30～40歳代の女性で近年増加傾向にあるがんです。
- ✓ 検診を受けることで、がんになるリスクや死亡リスクが減少します。
- ✓ 検診は2年に1度定期的に受けてください。ただし、月経(生理)以外に出血がある、閉経したのに出血がある、月経が不規則などの症状がある場合は次の検診を待たずに医療機関を受診してください。
- ✓ 検診で「要精密検査」となった場合は、その後必ず精密検査を受けてください。
- ✓ 精密検査はコルポスコプ下の組織診・細胞診・HPV検査などを組み合わせて行います。
- ✓ 検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのに見つけない場合もあります。
- ✓ 検診は自治体と、各医療機関が連携して行っています。精密検査の結果は関係機関で共有されます。[※]

※精密検査の結果は市区町村へと報告されます。また、最初に受診した医療機関と異なる医療機関で精密検査を受けた場合は、最初に受診した医療機関にも後日精密検査結果が共有されます。(医療機関の検診精度向上のため)

これから受ける検査のこと 子宮頸がん検診



「子宮頸がん」「がん検診」などのがんの情報についてもっと詳しく知りたい方に、国立がん研究センターのがん情報サービスは、わかりやすく確かな情報をお届けしています。



ganjoho.jp

国立がん研究センター
がん情報サービス



国立がん研究センターは、皆さまからのご寄付で「確かな・わかりやすい・役立つ」がん情報をつくり、全国の図書館などにお届けするキャンペーンを行っています。ぜひご協力ください。

がん情報ギフト

発行：国立がん研究センターがん対策情報センター
がん医療支援部 検診実施管理支援室 2021年4月
協力：厚生労働行政推進調査事業費補助金「検診効果の最大化に資する
領域を加えた新たながん検診精度管理手法に関する研究」 班

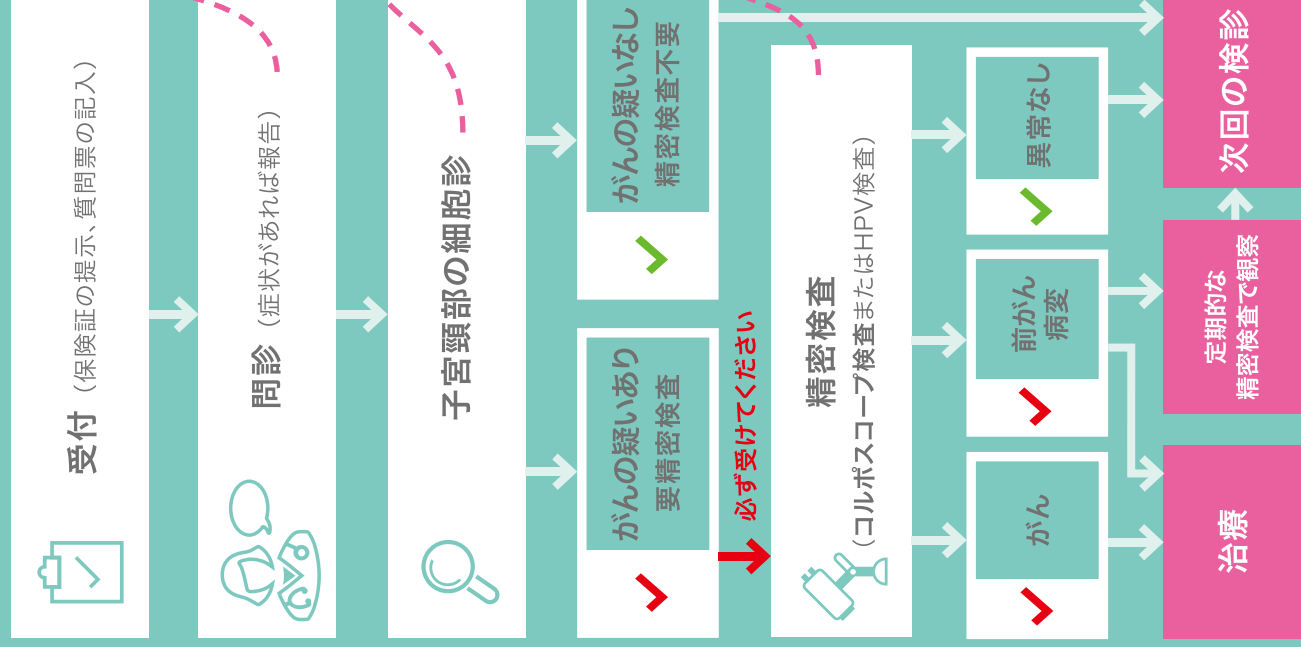
子宮頸がん検診を受ける前に・・・

子宮頸がんは罹患する人（かかる人）がわが国の女性のがんの中でも比較的多く、また30-40歳代の女性で近年増加傾向にあります。自治体で推奨している子宮頸がん検診（子宮頸部の細胞診）は「死亡率、罹患率を減少させることが科学的に証明された」有効な検診です。早期発見、治療で大切な命を守るために、20歳以上の女性は2年に1度定期的な検診を受診し、「要精密検査」という結果を受け取った場合には必ず精密検査を受けるようにしてください。

すべての検診には「デメリット」があります。がんは発生してから一定の大きさになるまでは発見できませんし、検査では見つけにくいがんもありますので、すべてのがんががん検診で見つかるわけではありません。また、がんでなくても「要精検」と判定されることもあります。子宮頸がんは前がん病変も検診で見つけられるのですが、この中には放置しても治療してしまうものも多いために、結果的に不要な精密検査や治療を受けなければならぬ場合もあります。さらに、検査によって出血などが起こることがあります。

しかし、子宮頸がん検診はこれらの低い確率で起こるデメリットよりも、がんで亡くなることを防ぐメリットが大いことが証明されているため、必ず定期的に受診してください。

子宮頸がん検診の流れ



気になる症状がある場合

月経（生理）以外に出血がある、閉経したのに出血がある、月経が不規則など、気になる症状がある場合は問診の際に医師に必ずお伝えください。不正出血が疑われる症状がある場合は自治体の検診を待たず、すぐに婦人科を受診してください。また現在婦人科を受診し経過観察中の方は自治体の検診ではなく、引き続き受診中の主治医の指示を受けてください。

子宮頸部の細胞診

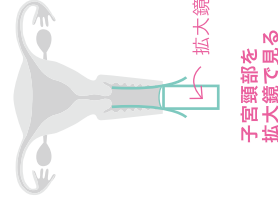
子宮頸がん検診は子宮頸部（子宮の入り口）を、先にブラシのついた専用の器具で擦って細胞を取って、がん細胞など異常な細胞がないかを顕微鏡で調べる検査です。

＊月経（生理）中は避けて検査を受けてください。



精密検査はコルポスコプ検査（またはHPV検査）

細胞診で異常が発見されたらコルポスコプ検査で詳しく調べます。コルポスコプ（腔拡大鏡）を使って子宮頸部を詳しく見ます。異常な部位が見つければ、組織を一部採取して悪性かどうかを診断します。また細胞診の結果によってはHPV検査（子宮頸がんを引き起こすウイルスの有無を調べます）を行い、コルポスコプ検査が必要かどうかを判断することもあります。



検診は20歳以上、2年に1度定期的に受けることが大切です

子宮頸がんの中には急速に進行するがんもあります。早期発見のために必ず2年に1度、定期的に検診を受けてください。推奨している受診年齢や受診間隔を守らないと、検診の「デメリット」が大きくなってしまいます。

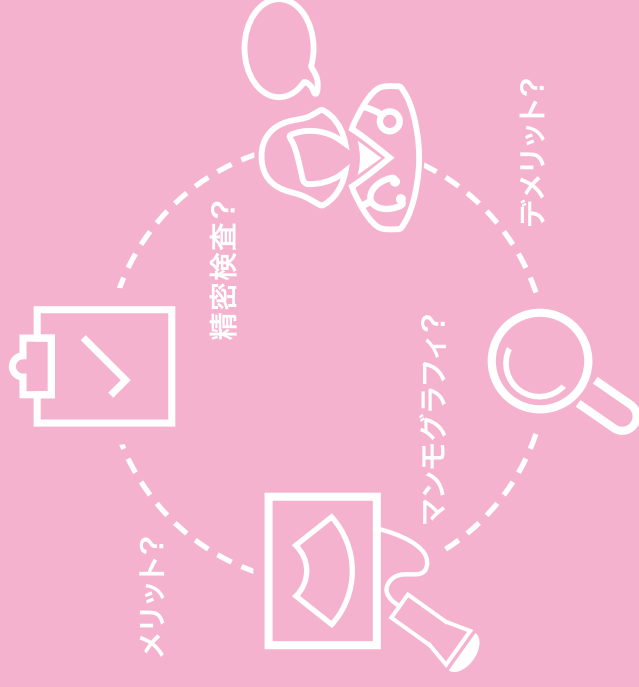


乳がんについて

- ✓ わが国では女性のがんの中でも罹患する人が多く、がんによる死亡原因の上位に位置するがんです。
- ✓ 検診を受けることでがんによる死亡リスクが減少します。
- ✓ 検診は2年に1度、定期的に受けて下さい。ただし、しこり、乳房のひきつれ、乳頭から血性の液がでる、乳頭の湿疹やただれなどの症状がある場合は次の検診を待たずに医療機関を受診してください。
- ✓ 検診で「要精密検査」となった場合は、その後必ず精密検査を受けてください。
- ✓ 精密検査はマンモグラフィーの追加撮影、超音波検査、細胞診、組織診などで、これらを組み合わせて行います。
- ✓ 検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのにそのがんが見つけられない場合もあります。
- ✓ 検診は自治体と、各医療機関が連携して行っています。精密検査の結果は関係機関で共有されます。[※]

※精密検査の結果は市区町村へと報告されます。また、最初に受診した医療機関と異なる医療機関で精密検査を受けた場合は、最初に受診した医療機関にも後日精密検査結果が共有されます。(医療機関の検診精度向上のため)

これから受ける検査のこと 乳がん検診



「乳がん」「がん検診」などのがんの情報についても詳しく知りたい方に、国立がん研究センターのがん情報サービスは、わかりやすく確かな情報をお届けしています。

ganjoho.jp

国立がん研究センター
がん情報サービス



国立がん研究センターは、皆さまからのご寄付で「確かな・わかりやすい・役立つ」がん情報をつくり、全国の図書館などにお届けするキャンペーンを行っています。ぜひご協力ください。

発行：国立がん研究センターがん対策情報センター
がん医療支援部 検診実施管理支援室 2021年4月
協力：厚生労働行政推進調査事業費補助金「検診効果の最大化に資する
職域を加えた新たながん検診精度管理手法に関する研究」班

乳がん検診を受ける前に・・・

乳がんは罹患する人（かかる人）がわが国の女性の
がんの中でも多く、がんによる死亡原因の上位に位
置するがんです。自治体で推奨している乳がん検診
（マンモグラフィ）は「死亡率を減少させることが科
学的に証明された」有効な検診です。早期発見、治
療で大切な命を守るために、40歳以上の女性は2年
に1度定期的に検診を受診し、「要精密検査」という
結果を受け取った場合には必ず精密検査を受ける
ようにしてください。

すべての検診には「デメリット」があります。がんは
発生してから一定の大きさになるまでは発見でき
ませんし、検査では見つけにくいがんもありますの
で、すべてのがんががん検診で見つかるわけでは
ありません。また、がんでなくても「要精検」と判定さ
れたり、放置しても死に至らないがんが見つかった
ために、不必要な治療を受けなければならぬ場合
もあります。

しかし、乳がん検診はこれらの低い確率で起こる
デメリットよりも、がんで亡くなることを防ぐメリット
が大きいことが証明されているため、必ず定期的に
受診してください。

乳がん検診の流れ



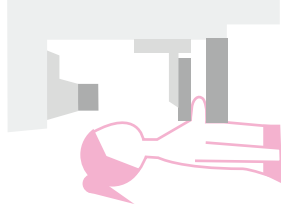
気になる症状がある場合

マンモグラフィでは見つけにくい乳がんもあります。早期の乳がんは自覚症状がないことが多いですが、しこり、乳房のひきつれ、乳頭から血性の液が出る、乳頭の湿疹やただれなど気になる症状がある場合は問診の際に医師に必ずお伝えください。症状がある場合は、自治体の乳がん検診を待たず、すぐに乳腺外来のある医療機関を受診してください。

マンモグラフィ

マンモグラフィは小さいしこりや石灰化を見つけることができます。乳房を片方ずつプラスチックの板で挟んで撮影します。乳房が圧迫されるため痛みを感じることもあります。圧迫時間は数十秒ほどです。また放射線被曝による健康被害はほとんどありません。

● 視触診検査は推奨されていませんが、マンモグラフィとの併用に限り、視触診検査が行われる場合があります。



精密検査について

マンモグラフィ追加撮影
疑わしい部位を多方面から撮影します。

乳房の超音波検査
超音波で、疑わしい部位を詳しく観察します。

細胞診、組織診
疑わしい部位に針を刺して細胞や組織を採取し悪性かどうか診断します。

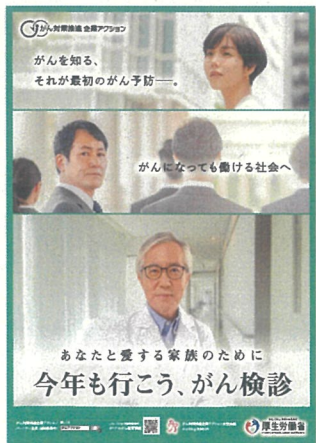


検診は40歳以上、2年に1度定期的に受けることが大切です

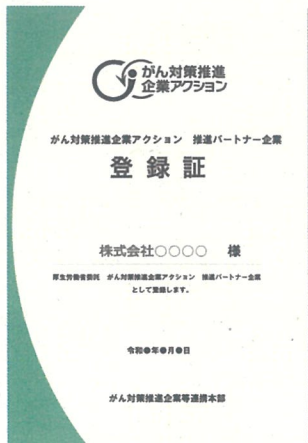
乳がんの中には急速に進行するがんもあります。早期発見のために必ず2年に1度、定期的に検診を受けてください。推奨している受診年齢や受診間隔を守らないと、検診の「デメリット」が大きくなってしまいます。

がん対策推進企業アクション

無料でも、ここまでできる会社のがん対策！
「がん対策推進企業アクション」に登録しましょう。



社内掲出用のポスターを無料でプレゼント



推進/パートナー登録証をお送りします



企業同士の情報交換オンライン会議の様子



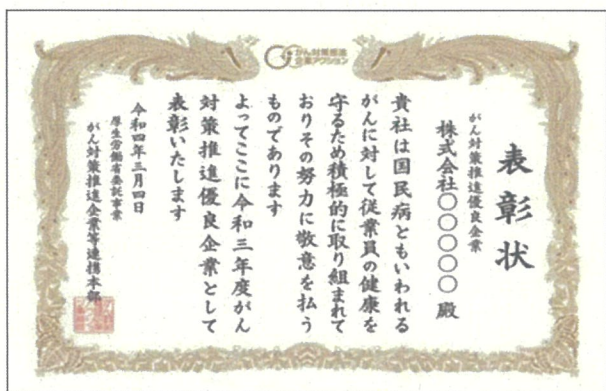
毎月最新の情報をNewsとしてお届け



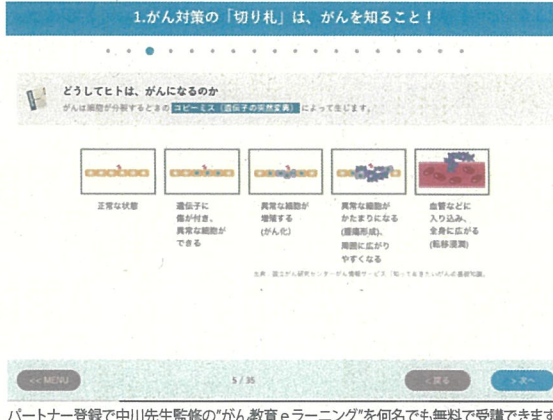
特別講師によるオンライン・オフライン無料研修



YouTubeでも議長の中川先生が講義



がん対策の積極推進企業には表彰制度あり



パートナー登録で中川先生監修の「がん教育eラーニング」を何名でも無料で受講できます！

▶ がん対策推進企業アクションとは？

厚生労働省が実施する各種対策の中で、職域がん対策に特化した国家プロジェクトです。東京大学の中川先生をアドバイザーボードの議長として、令和5年で15年目を迎え、現在では規模を問わず約5,000の企業・団体がパートナー登録しています。登録・月額など費用は一切かかりません。

▶ なぜ企業が「がん対策」？

2人に1人ががんになると言われている、がん大国である日本において、定年の延長や女性の社会進出を背景として、「働く世代」でがん罹患する方が増えています。これは企業経営においても見過ごすことの出来ない重要な問題であり、職域がん対策については、様々な対策の整備も進んでいます。

▶ 登録したらどんなメリットがあるの？

eラーニングの利用、研修会や意見交換会への参加、YouTube動画などの啓発ツールの活用など、様々なコンテンツが無料でご利用いただけます。また医師・専門家による最新情報も毎月お届けします。ぜひ大切な社員をがんから守るため「がん対策推進企業アクション」へご登録ください。

ホームページの
登録フォームから送信

申請書を印刷し、
事務局へ郵送ください

事務局から登録証や
ポスターなどが届きます

登録完了



働く女性の健康推進に取り組みましょう

－ 産業保健総合支援センターをご活用ください －

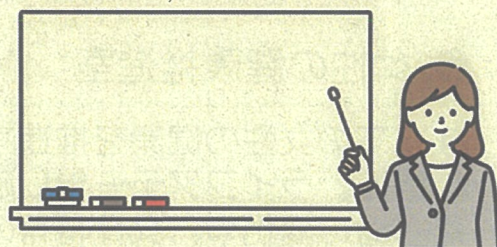
全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、
産業保健の専門家が以下の支援に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

1

女性特有の健康課題に関する研修 を実施しています

月経関連疾患などライフステージに応じた女性の健康課題について正しく
理解し、働く女性に対して適切に配慮（婦人科等を受診する場合の特段の
配慮や相談しやすい職場環境の整備等）する
ことが重要です。

事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ
向けに研修を実施していますので、ぜひ受講
してください。



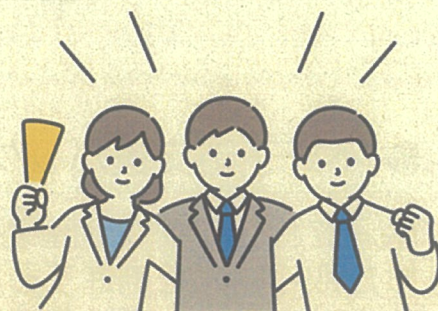
2

職場における女性の健康に関する ご相談に応じます

産業保健総合支援センターの保健師が中心となり、職場における女性の健
康に関するご相談に対応いたします。

より専門的なご相談については、性と健康の相
談センターにご案内するなど、産業保健総合支
援センターの保健師が連携コーディネーターと
して支援を行います。

労働者個人の方、事業者の方からのご相談を受
け付けています。



< ホームページのご案内 >

各種研修・セミナーは、各都道府県の産業保健総合支援センターの
ホームページからお申込みいただけます。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx>

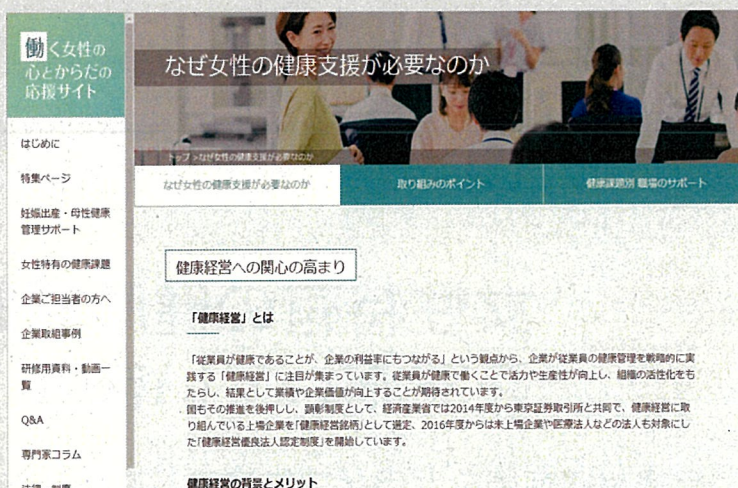


その他女性の健康支援に役立つツール

● 働く女性の心とからだの健康応援サイト（厚生労働省）

女性が健康で働くために職場でどのようなことに取り組んだらいいのか、様々なヒントが掲載されています。
企業の実践事例なども紹介しています。

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



● 女性の健康推進室 ヘルスケアラボ（厚生労働省研究班監修）

すべての女性の健康を推進するために、ライフステージに応じた心身の変化や、女性特有の病気に関する情報、セルフチェックなどについて紹介しています。

<https://w-health.jp/>



● 不妊予防支援パッケージ（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

生涯にわたる女性の健康を包括的に支援することを通じ、不妊予防に向けた取り組みを推進するため、関係省庁とが連携し、不妊予防支援パッケージを公表しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000825095.pdf>



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を 防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

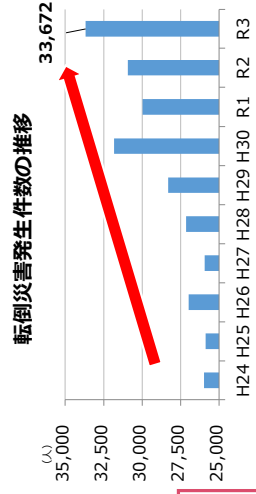
「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ☐ (なし)  中央労働災害防止協会 転倒予防セミナー 動画 3分 エクササイズ
- ☐  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
 - バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底
- ☐  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
 - 敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消
- ☐  作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)
 - 適切な通路の設定
 - 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ☐  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
 - 設備、什器等の角の「見える化」
- ☐  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
 - ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 - 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☐  凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
 - 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
 - ☐  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
 - 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 - (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
 - ☐  水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)
 - 滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第58条)
 - 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
 - 隣接エリアまで濡れないよう処置
 - ☐  雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
 - 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- (★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率 1/2、上限100万円) を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイザーが受けられます
-  エイジフレンドリー補助金
 中小規模事業場 安全衛生サポート事業

転倒災害の発生状況（休業 4 日以上、令和 3 年）

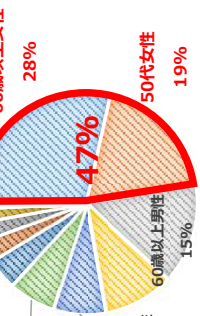


転倒による怪我の態様

- ・骨折 (約70%)
- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数 (※労働者死傷病報告による休業見込日数)

47日

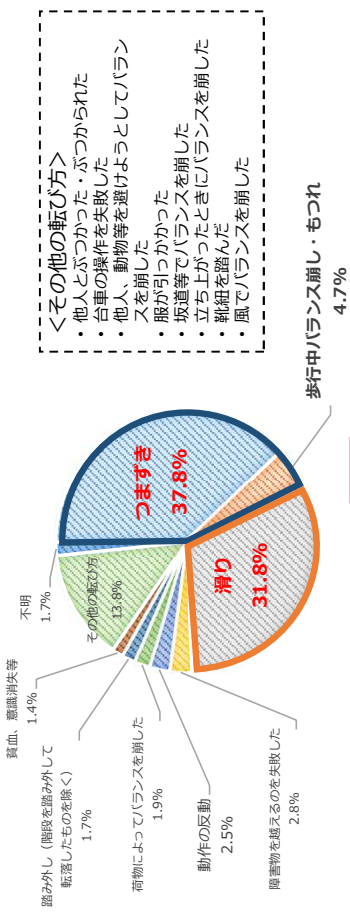


転倒したのは…



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



- ＜その他の転び方＞
- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
 - ・台車の操作を失敗した
 - ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
 - ・坂が引っかけた
 - ・坂道等でバランスを崩した
 - ・立ち上がったときにバランスを崩した
 - ・靴紐を踏んだ
 - ・風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→ 「転びの予防 体カチェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性に加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」 (内閣府ウェブサイト)



介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を

防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

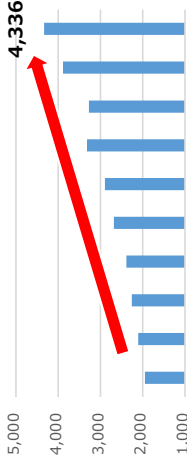
- ☐ (なし)
 - 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)
 - 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
 - 走らせない、急かせない仕組みづくり
- ☐ 
 - 通路の段差につまずいて転倒 (15%)
 - 事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
 - 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- ☐ 
 - 設備、家具などに足を引っかけた転倒 (12%)
 - 設備、家具等の角の「見える化」
- ☐ 
 - 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)
 - 介助の周辺動作のときも焦らせない
 - 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ
- ☐ 
 - 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)
 - 適切な通路の設定
 - 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ☐ 
 - コードなどにつまずいて転倒 (5%)
 - 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

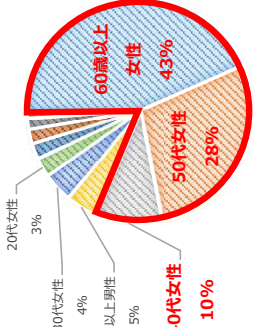
- ☐ 
 - 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)
 - 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)
 - ☐ 
 - 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)
 - 防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す (★)
 - 滑りにくい履き物を使用させる
 - 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
 - ☐ 
 - こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)
 - 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放)
 - ☐ 
 - 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)
 - 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
 - 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起
- (★) については、**高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます**
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスを受けられます

転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

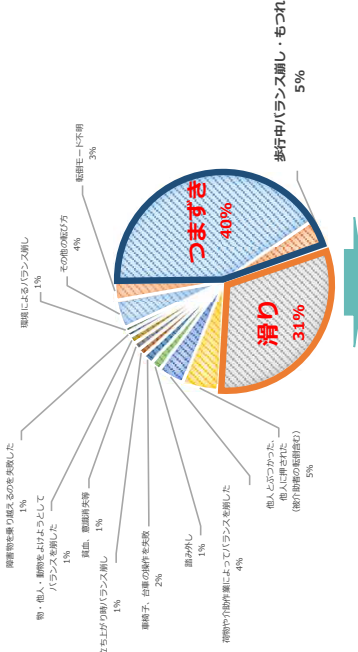
社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



転倒時の類型



主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体カチエック」「ロコチエック」をご覧ください
- 特に女性に加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防
体カチエック

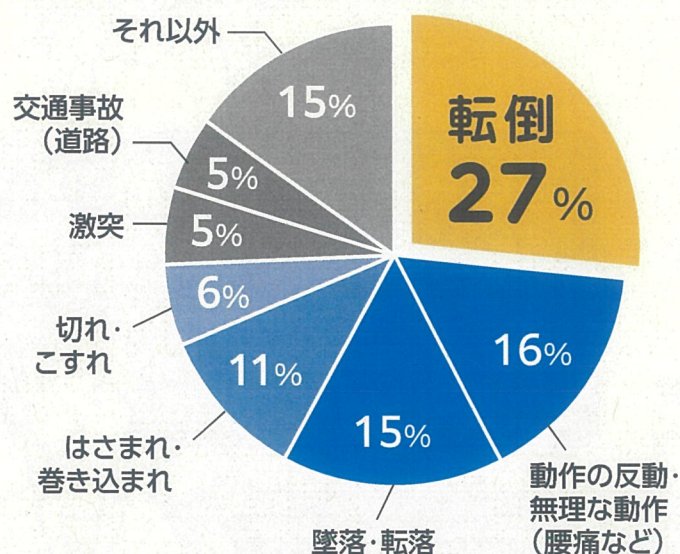


内閣府ウェブサイト



目の健康で転倒防止を

増えています！ 転倒労働災害



※令和4年 全産業における休業4日以上死傷者数（COVID-19によるものを除く）

出典：厚生労働省 労働災害発生状況（令和4年）



転倒労働災害による
平均休業見込日数は

48日

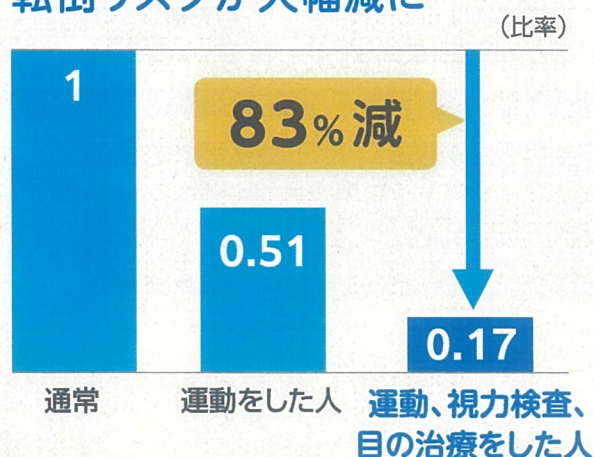
目が悪いと転倒リスクが10倍以上に

視力0.5未満の人は要注意！

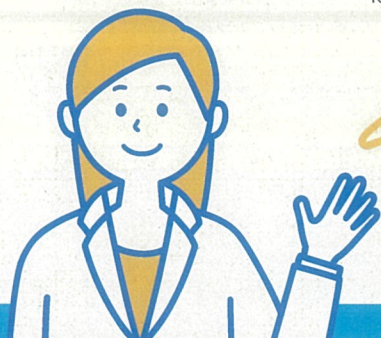


対象：同じ病室、同じベッドに入院している患者 72名
Kasuga T, et al. Can J Ophthalmol. 2017

運動や目の検査・治療などで
転倒リスクが大幅減に



対象：世界で実施された54の無作為化比較試験を統合した研究（メタアナリシス 41,596名）
Tricco AC, et al. JAMA. 2017

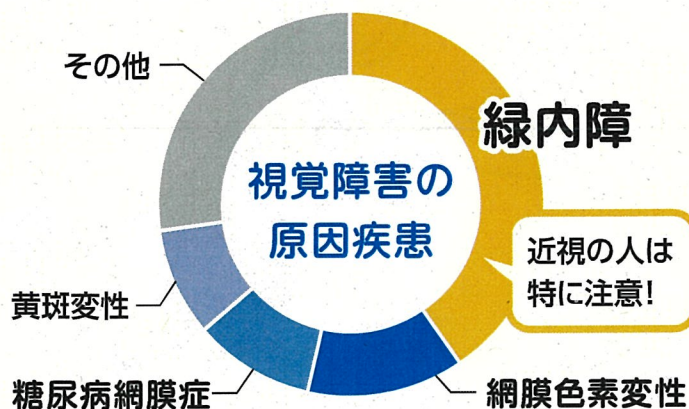


視力は、仕事や日常生活に欠かせない大切なものです。でも、目の健康は、視力だけでは判断できません。



目の病気は、視力検査だけでは見つかりません

上位の疾患は、初期段階では視力が良く、
症状ありません。



Matoba R, et al. Jpn J Ophthalmol. 2023

目の病気の早期発見には
眼底検査
が大切です

眼底検査で目の健康を確認しましょう!

緑内障は自覚症状のないまま、視野が欠けていく病気です



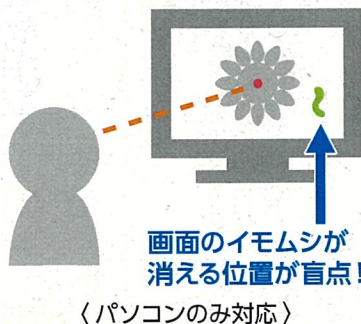
セルフチェックできる
ツールも活用しよう!

アイフレイル

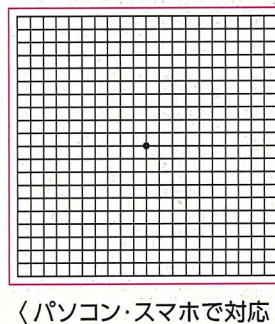
チェック!



視野は欠けていない?
「クロックチャート」



線がゆがんで見えていない?
「アムスラーチャート」



「アイフレイル セルフチェックツール」で検索orこちらから



アイフレイルは「加齢による目の機能低下」。
眼底検査などの詳細や目の健康情報は
「アイフレイル啓発公式サイト」へ。



公益社団法人 日本眼科医会
JAPAN OPHTHALMOLOGISTS ASSOCIATION

広報誌のご案内



お役立ち 安全衛生情報をお届けします

お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より E メールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A X にてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。<https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川

検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 087-851-6251



会員名簿の変更等について

令和5年9月1日

当協会発行の会員名簿(令和5年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会 社 名 他	変 更 内 容
5	有限会社 藤井重量建設	【 入 会 】 代表者 藤井 智之 所在地 〒761-8003 香川県高松市神在川窪町215-13 TEL(087)882-2187 FAX(087)805-1037
17	丸亀司レッカー 株式会社	【 退 会 】
18	有限会社 アート建設工業	【 入 会 】 代表者 辻村 宣福 所在地 〒765-0033 香川県善通寺市木徳町1089-3 TEL(0877)64-0651 FAX(0877)64-0652
18	旭工業 株式会社	【 入 会 】 代表者 出水 彰 所在地 〒762-0081 香川県丸亀市飯山町東坂元2600-26 TEL(0877)98-0055 FAX(0877)98-0065
20	藤村運輸 有限会社	【 退 会 】
25	四国福山通運 株式会社 東かがわ営業所	【 入 会 】 指定代表者 吉成 章 所 在 地 〒769-2602 香川県東かがわ市川東867-1 TEL(0879)24-9292 FAX(0879)24-9296

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。